

知立市公契約条例に係る労働環境の確認に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、知立市公契約条例（令和4年知立市条例第5号。以下「条例」という。）及び知立市公契約条例施行規則（令和4年知立市規則第7号。以下「規則」という。）に定める労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備が図られていることの確認に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、条例及び規則において使用する用語の例によるほか、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 特定公契約 公契約のうち条例第9条から第13条までの規定の適用を受け
るものとして規則で定めるものをいう。
- (2) 対象事業者等 特定公契約に係る事業者等をいう。
- (3) 対象労働者等 特定公契約に係る労働者等をいう。
- (4) 賃金等 賃金及び契約代金をいう。
- (5) 受注者 市と公契約を締結する者をいう。
- (6) 下請負者 市以外の者から公契約に係る業務の一部を受注する者をいう。

(入札参加者への周知)

第3条 市長等は、条例、規則及びこの要綱が適用される旨を、一般競争入札においては公告等により、指名競争入札においては指名通知等により周知するものとする。

(特定公契約の締結等)

第4条 市長等は、特定公契約を締結するときは、工事の請負契約においては「労働環境の確認に関する特約条項（工事）」（様式第1）、業務の委託契約においては「労働環境の確認に関する特約条項（業務）」（様式第2）、指定管理協定においては「労働環境の確認に関する特約条項（指定管理）」（様式第3）を契約書又は協定書に添付するものとする。

(労働環境確認報告書の提出)

第5条 特定公契約を締結した発注担当課長は、受注者に対し、規則に定める労働環境確認報告書を作成させ、契約締結後速やかに提出させるものとする。また、報告内容に変更が生じた場合は速やかに、内容を変更した報告書を提出させるものとする。

2 発注担当課長は、受注者が工事及び業務の一部を下請負者に委任し又は請け負わせるときは、受注者に対し、労働環境確認報告書を当該下請負者に作成させ、委任又は請負に係る契約締結後速やかに当該下請負者から受注者に提出させ、それらを取りまとめて、発注担当課長に提出させるものとする。

ただし、規則第4条第2項第1号に規定する指定管理者については、自己の労働環境確認報告書と規則第4条第2項第2号に規定する下請負者の労働環境確認報告書を提出させるものとする。

なお、数次にわたって委任又は請負に係る契約が締結される時も同様に取り扱うものとし、発注担当課長は、受注者に対し、労働環境確認報告書をすべての下請負者から提出させるものとする。

3 発注担当課長は、前2項の提出があったときは、その内容を確認し、契約担当課長に提出するとともに、その写しを契約書又は協定書とともに保存するものとする。

4 契約担当課長は、対象労働者等が内容を確認できるよう、提出された労働環境確認報告書を窓口にて閲覧に供するものとする。

(労働者等の申出)

第6条 条例第11条に規定する申出を市長等に対して行う場合は、発注担当課長又は契約担当課長に規則に定める賃金等に係る申出書を提出するものとする。

(調査)

第7条 発注担当課長及び契約担当課長は、労働環境確認報告書の内容に疑義があった場合並びに条例第11条に規定する申出を受けその申出の内容を確認する必要があると認めた場合には、必要に応じて対象事業者等に対して聞き取り等の調査を行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に公告その他の申込みの誘引が行われる公契約から適用する。